

のお知らせ



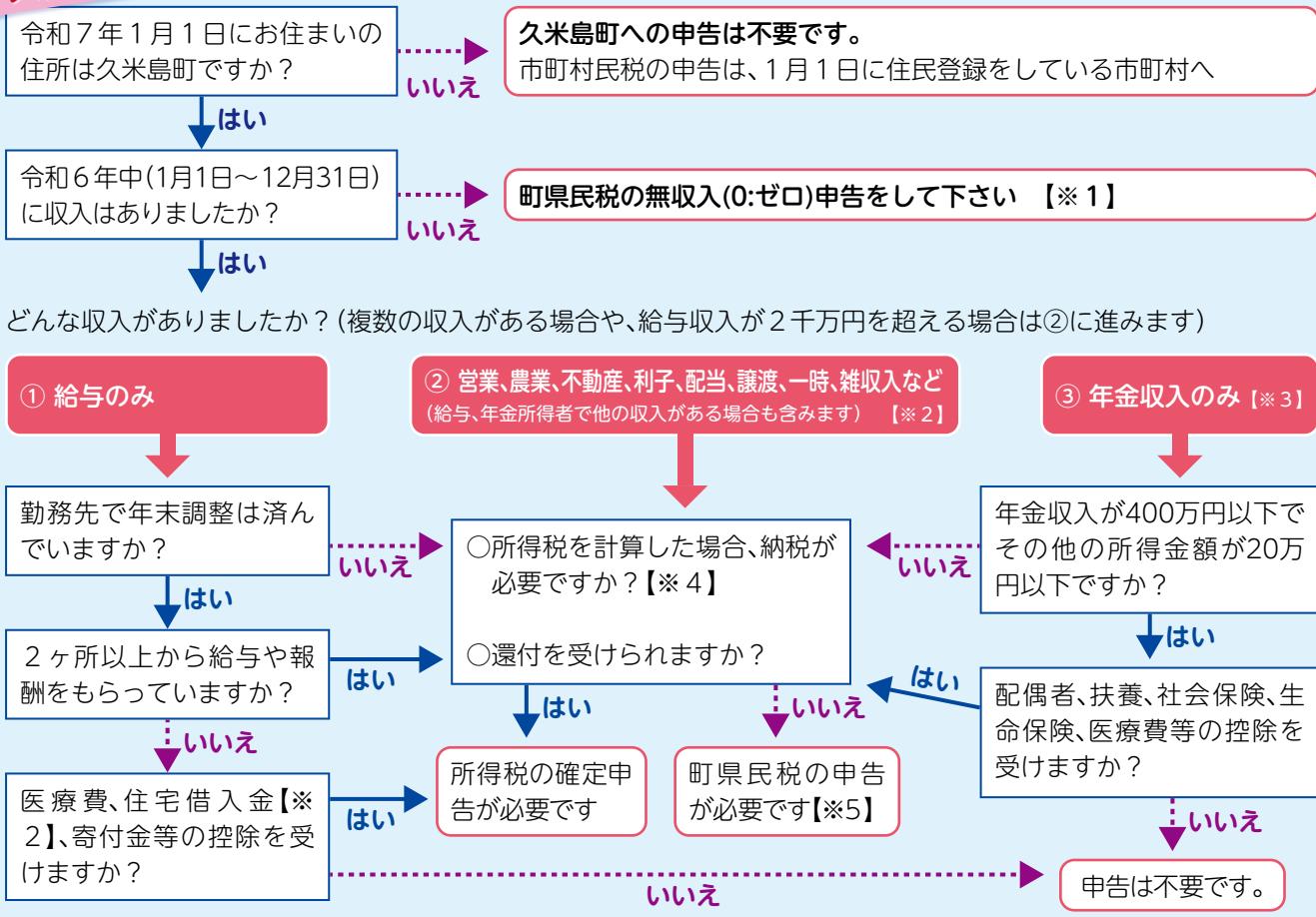
申告期間：2月17日～3月17日まで

令和7年度町県民税を決定するために、前年1年間(令和6年中)の収入について申告していただきます。

この申告は、町県民税だけでなく、多くの住民サービスにおいて算定の基礎となり、申告が必要であるのにも関わらず申告しない(未申告)場合、「国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない」「医療費の自己負担が高額となる」「所得証明書が発行できない」「保育料が高い段階になる」など、各種サービスを受ける際に、不利益が生じることがあります。次のチェック表で申告が必要かどうか、確定申告か町県民税の申告かを確認し、3月17日(月)までに申告して下さい。

あなたは申告が必要？確認してみましょう

スタート！



申告の際は利用者識別番号が必要になります！

令和3年分より、町で作成・受付をした申告書は電子データで税務署に提出することから、申告者の利用者識別番号(16桁)が必要になります。番号を取得していない場合は、申告会場で番号取得をするためご協力をお願いします。

なお、昨年役場で申告した方は、利用者識別番号を発行した書類をご持参ください。

◆ 利用者識別番号とは？

e-Tax を利用するために必要な16桁の番号のことです。利用者本人を確認するものです。
※マイナンバーとは異なります。